

登園停止について

お子様の病気が他の園児に感染するおそれがある間は、登園できないことになっております。

登園する際は、医師の登園許可書または保護者の登園届をお持ちください。なお、登園停止期間は下記のとおりです。

	登園開始の基準	登園許可等の記入者		
第1種伝染病	エボラ出血	完全に治癒するまで ※左記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症および新感染症も第1種伝染病とする。	医師	
	クリミア・コンゴ出血熱			
	痘瘡			
	南米出血熱			
	ペスト			
	マールブルグ熱			
	ラッサ熱			
	ポリオ			
	ジフテリア			
	重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS・コロナウイルスであるものに限る）			
第2種伝染病	鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスの場合、血清亜型 H5N1 に限る）	発症後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで	医師	
	インフルエンザ（鳥インフルエンザ H5N1 を除く）			
	百日咳			特有の咳がなくなるまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）			解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）			耳下腺、顎下腺、舌下腺のはれが発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）			発疹が消えるまで
	水痘（水ぼうそう）			すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）			主要症状がなくなった後2日を経過するまで
第3種伝染病・その他	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで	保護者	
	髄膜炎菌性髄膜炎			
	腸管出血性大腸菌感染症			
	流行性角結膜炎（はやり目）			
	急性出血性結膜炎			
	コレラ			
	細菌性赤痢			
	腸チフス			
	パラチフス			
	溶連菌感染症			
	手足口病			
	伝染紅斑（りんご病）			
	ヘルパンギーナ			
	流行性嘔吐下痢症			
	伝染性膿痂疹（とびひ）			
	ウイルス性肝炎			
	アタマジラミ			
	伝染性軟疣腫（水いぼ）			
	マイコプラズマ感染症			
	サルモネラ感染症、カンピロバクター感染症			
インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症				
急性細気管支炎（RSウイルス感染症など）				
EBウイルス感染症				
帯状疱疹				
疥癬				
皮膚真菌症（カンジダ感染症、白癬感染症等）				

- ※ 第1、2種伝染病については、医師の登園許可書、第3種、その他伝染病については、保護者の登園届が必要です。
- ※ 医師の判断により1日でも登園停止になった場合は、登園許可書が必要になります。また、登園停止とならなかった場合は登園許可書は必要ありません。